

生徒指導規程

福山市立旭丘小学校生徒指導規程 ～みんなで守ろう Happy Life～

2021年度（令和3年度）
福山市立旭丘小学校

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標「自ら考え 共に輝く」を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るために職員・児童・保護者が共通認識・共通実践を図るために必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関するここと

第1条（登下校）

交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校班で並んで登校する。学期始めと学期末に地域別児童会を行う。学期始めは集合場所・集合時刻・出発時刻の確認、注意点などを確認する。学期末は、登下校の振り返りを行う。問題が発生した時は、その都度登校班を招集し、改善を図る。

- ① 遅刻をしないように、余裕をもって登校する。（8：00～8：10に登校する。）
- ② 各登校班の集合場所、集合時刻、出発時刻を守る。
- ③ 登下校は、必ず決められた通学路を通る。
- ④ 登下校は、交通ルールや社会的マナーを守る。
- ⑤ 登校は、整列登校をする。
- ⑥ 下校は、学年ごとに集団下校で帰る。（一人で帰らない・寄り道をしない）
- ⑦ 下校時刻を守る。
- ⑧ 防犯ブザーは、ランドセルにつける。

※遅れる時や欠席の時は、班長又は副班長に連絡をする。

第2条（学習）

授業では自己の力を伸ばすため、主体的に学ぶ。

- ① 始業の時間までに、着席し、授業の準備をする。
- ② 授業は集中して取り組む。
- ③ 体育の授業は、体操服を着用し、怪我に注意して行う。
- ④ 忘れ物がないように学習準備をして登校する。

第3条（生活）

- ① 教職員に連絡せずに学校外に出ない。
- ② 5分休憩は、外では遊ばない。（次の授業の準備をする。）
- ③ 天気の良い日の大休憩・昼休憩はなるべく外で元気よく遊ぶ。
- ④ 雨の日などは、教室で読書などをして、静かに過ごす。
- ⑤ 学校内の施設、設備、公共物（机やロッカー等）は大切に使う。

故意に破損した場合は、状況に応じて家庭と相談した上で、費用を応分に求められる場合がある。

（校舎内）

- ⑥ 北校舎1階（給食室前）には入らない。
- ⑦ 用事がない時ベランダに出たり、4階から上に行ったりしない。

(校舎外)

- ⑧ 上グラウンドでは、バスケットボール以外の球技をしない。
(元気ランドは、3年生から上の学年が使う。※現在は使用不可。)
(春から夏にかけて、ヘビ・ハチなどで危険や時は使用禁止。)
- ⑨ 校舎の間や体育館・北校舎裏では遊ばない。(通行禁止)
- ⑩ プールや校舎の上などにボールが入った時、先生に連絡し取ってもらう。
- ⑪ 一輪車や竹馬・ボールなどは使った後は、もとの場所に片づける。(一輪車・竹馬の使用は3年生以上)

第5条(服 裝)

衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないような服装に留意する。

○標準服

夏服 6月～	冬服 10月～
<ul style="list-style-type: none">○カッター、スクールブラウス、ポロシャツ○ズボン…紺・紺長ズボン○スカート…紺・ひだり、たすき付	<ul style="list-style-type: none">○上着…標準服○上着下…夏服に準ずる。ベスト・セーター○ズボン・スカート…夏服に準ずる。

- 名札………左胸につける。(事務室で販売。100円)
- 帽子………通学用の校章入りの帽子を着用(夏…白色、冬…紺色)
- 靴下………白・紺・黒【ワンポイント不可】(儀式や行事の時は白)
※長・短どちらでもよい。ただし、くるぶしが出るソックスは不可)
- 通学靴………白色。
- 上靴………白を基調としたもの。(ラインの色の規制はなし。)

※体調に合わせて保護者の判断で着用する。(季節は問わない)

- ① 手袋・マフラーは、派手でないものを着用する。
(校舎内では、着用しない。靴箱で着脱する。)
- ② 紺色・黒色の長ズボンを着用してもよい。
- ③ ベスト・セーター(紺色・黒色)を着用する場合は、標準服の下に着る。
- ④ スパッツ・タイツ・ストッキング・レギンスの着用をしてもよい。(黒・紺・白)
- ⑤ 登下校時ジャンバーを着用してもよい。(ただし、ランドセルに入るもの。)

第6条(頭髪・化粧・装飾)

- ① 学習の妨げにならない髪型で、髪留めやゴムは、安全で華美にならないものにする。
前髪は、目にかかる長さにする。髪が肩より長い場合は束ねる。
染色・脱色など小学生にふさわしくない髪型はしない。
- ② ネックレス、ブレスレット、ミサンガなどの装身具・口紅・マニキュア・ペディキュアなど爪への装飾はしない。

第7条(持ち物)

- ① 不要な物(携帯電話・スマートフォン、ゲーム機、カード等)の学校への持ち込みは禁止する。不要な持ち込みについては、その場で預かり、保護者に返却する。
- ② カッターナイフや彫刻刀などの刃物は授業で必要な時だけ持ってくる。
- ③ 原則として学用品は、ランドセルに入れて持ってくる。
- ④ 上靴(シューズ)は週の終わりに持ち帰り洗う。
- ⑤ いらないお金は学校を持って来ない。

※紛失した場合は、速やかに担任に届ける。

第8条(欠席・遅刻・早退)

欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が連絡帳で学校に連絡する。

(緊急の場合のみ電話連絡 8:00～8:20)

連絡帳をあずかった人は、1校時が始まる前に該当の先生に必ず届ける。

第3章 校外生活に関するこ

第1条 (交通安全)

- ① 交通のきまりを守る。
 - ア とびだしはしない。
 - イ 信号を守る。
- ② ヘルメットをかぶり、整備された自転車に乗る。
- ③ 自転車は、4年生以上が乗ってもよい。(1・2・3年生は、道路では乗らない。)
- ④ 自転車に乗る時は、次のことに気をつけて乗る。
 - ア 二人乗りや手放しはしない。
 - イ 暗くなったらライトをつける。
 - ウ 左右をよく見て安全を確かめる。
 - エ 左側を通行する。

第2条 (遊び)

一人で遊んだり、入りやすくて見えにくいところで遊んだりしない。また、危険な場面に出会ったら、「大声を出す・逃げる・近くの家（子ども110番の家など）に駆け込む・大人に知らせる・相手を確認する」など、自らの安全確保に努める。警察と学校に連絡する。

(校外でのきまり) 原則として、保護者の責任のもと行動する。

- ① 校区外へは、子どもだけでは行かない。
 - ② 知らない人にはついて行かない。
 - ③ 大人のいないよその家の中では、許可なく遊ばない。
 - ④ 道路でのローラースケート・キックボードはしない。
 - ⑤ よその土地に入ったり、畑の作物をとったりしない。
 - ⑥ 貯水池など柵のあるところや公民館・空き家の中に入らない。
 - ⑦ お金のむだづかいはしない。
 - ⑧ お金や物（カード）の貸し借りや交換、あげたりもらったりはしない。
 - ⑨ 爆竹・エアガン・石投げなど危険な遊びをしない。
 - ⑩ 火遊びをしない。
-
- ⑪ 東部図書館へ行く時は、
 - 1・2・3年生は保護者と一緒に行く。
 - 4・5・6年生は保護者の許可があれば二人以上の友達と行ってもよい。
 - (※但し、自転車では行かない。)
 - ⑫ 長期休業中は、別紙（○○やすみのくらし）による。
 - ⑬ 喫煙（たばこ）、飲酒、バイク等の無免許運転や同乗、自転車の窃盗や店での万引き等、法律に触れる行為は絶対にしない。

※以上の規程が守られなかった時は、個別指導を行ったり、保護者の協力を得たりしながら改善する。

附則 この生徒指導規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
令和 3年 4月 1日一部改正する。